

安城市自治基本条例の改正について

1 改正の理由

安城市自治基本条例は、第26条第1項の規定により、5年を超えない期間ごとに、市民参加のもとに検証することとなっています。この規定に基づき、昨年度安城市自治基本条例審議会を設置しました。同審議会に対し、令和元年7月3日に検証の諮問を行い、同審議会より、令和2年2月26日に答申がなされました。

同条例第26条第2項には、市長は検証の結果に基づいて、必要な措置を講じることとされているため、今回答申に基づいた改正をするものです。

2 改正案（答申）の概要

(1) 【第2条関係】

条例の位置づけを表す「最高規範」という用語及び他の条例等との関係を表す後段の規定は、誤解を招くおそれのある表現であるため、適切な表現に改正する。

(2) 【第14条関係】

協働を推進するための条例の制定について本条例で担保するよう改正する。

(3) 【第26条関係】

条例の見直しについては、より効果的な検証が可能となるよう改正する。

(4) 【第7条、第8条、第9条、第11条、第17条】

誤解を招くおそれのある表現を訂正するよう改正する。

※ 条例の具体的な改正箇所は、新旧対照表（資料2）を、改正の要旨は答申書（写）（資料3）を、現行安城市自治基本条例は（資料4）ご確認ください。

3 改正条例の施行日

公布の日（令和2年第3回（9月）定例会へ上程予定）